

第6章 重点的な推進事項

「儲かる農業の実現」と「活気に満ちあふれた農山村の創造」という2つの目標を達成するためには、本大綱に掲げる施策、事業の着実な推進と合わせ、特に本県の農業力の更なる強化につながる施策、事業を重層的に展開し、地域経済を牽引する力強い産地づくりを推進していく必要があります。

このため、目指すべき姿の実現に向けた基本戦略に沿って、今後5年間、以下の取り組みを重点的な推進事項として位置づけ、積極的に推進していくこととします。

1 県産農産物の需要・販路の拡大

県内、国内、海外のそれぞれの消費者や実需者のニーズに応えられる県産農産物の生産供給体制を強化していきます。

新たな需要を創出するため、消費者等のニーズを的確に把握し、ニーズにあった新作目や新品種、新たな栽培体系の導入を検討するとともに、生産者や農業団体、流通・販売事業者等と連携し、地産地消・地産訪消等、消費拡大に向けた販売対策を推進します。

地域に伝わる独自の伝統野菜や、地域の気候・立地を生かした特色ある野菜・作物など、山梨でしか味わえない特徴のある農産物の生産を推進します。

生産が少なく市場流通が困難な特徴ある農産物をはじめ、県産農産物の県内での販路を拡大するため、流通・消費の課題を把握し、認知度向上や物流の円滑化を推進します。

魅力ある商品を供給するため、消費者や実需者等のニーズを踏まえたパッケージや販売形態等の改善を促進します。

海外において、果実をはじめ、日本酒・ワイン等の展示販売や観光情報の提供など、やまなしの魅力を総合的に発信する常設の販売・情報発信拠点の整備を推進します。

訪日外国人を対象に県産果実の利用促進を図るため、生産者や農業団体等、観光業者、流通関係者が一体となった受け入れ体制の整備を促進します。

2 山梨の強みを生かした特色ある産地づくりの推進

消費者や実需者のニーズを的確に把握し、県産農産物の需要を拡大していくため、本県の特徴や資源を生かした戦略的な生産と流通を推進します。

本県の主要品目であるもも、ぶどう、すもも等の果樹は、オリジナル品種や優良な新品種への改植等を推進し、一層の高品質化を図るなど、消費者ニーズに対応できる産地強化への取り組みを推進します。

「果樹王国」のイメージ、ブランド力を更に強化していくため、従来のもも、ぶどう等に加えトロピカルフルーツなど、新たな品目の導入を検討します。

消費者志向にあった朝採り野菜や、食べやすさ、機能性、有機栽培等の特性を生かした特色ある農産物の産地づくりを推進するとともに、産地の規模に応じて首都圏や県内への販路開拓を推進します。

甲州牛や甲州富士桜ポーク、甲斐サーモンなど付加価値の高い県産食材の生産を拡大するとともに、ホテルやレストラン等と連携して県内流通を促進します。

マス類の新魚開発など、新たな県産ブランド魚の普及と活用に取り組みるとともに、陸上養殖を活用し、生産者と実需者が連携した新たな特産品開発を推進します。

世界的に注目されている甲州ワイン等の原料ぶどう生産に加え、日本酒用の酒米や焼酎用のサツマイモなどの生産を拡大し、醸造メーカー等と連携して新たな需要創出に取り組みます。

3 山梨の魅力を伝える食づくりの推進

県産食材の魅力を効果的に発信し、県産農産物の需要拡大を図るとともに、農家所得の向上を図るため、6次産業化や農商工連携等の取り組みを推進します。

生産者や食品加工事業者、ホテル等の実需者で構成するネットワークづくりを促進し、県産農産物を使用した6次産業化による商品の開発等を推進します。

生産量が少なく地域に埋もれている特産農産物等を発掘し、流通・販売につなげる仕組みづくりを推進します。

農業生産法人や農業者等が行う売れる商品づくりや新事業創出、販路開拓など先駆的な取り組みを支援し、所得向上につなげます。

4 新規就農を加速させる担い手対策の推進

本県農業を将来にわたり支えていく若手農業者をより多く確保・育成するため、技術習得のサポート体制を強化するとともに、管理作業の軽減化技術の普及を推進します。

就農前段階の就農体験、職業訓練を強化するため、農業大学校等における就農希望者ニーズに合った研修体制の充実（長期、週末、農家派遣等）に取り組みます。

新規就農者等の育成機能を強化するため、普及組織（普及センター、農援隊）、JA営農指導員等関係者の連携による技術習得のサポーター体制を構築するとともに、アグリマスター、JAや生産法人等による研修機会の拡大を推進します。

農家子弟等の就農を促進するため、市町村と連携してUIJターン就農を支援します。

新規就農者のための栽培支援システムや、女性や高齢者の労力軽減のための省力化技術など、ICTや機械を活用した生産支援システムづくりを推進します。

新たな担い手の農地確保を支援するため、市町村、農業委員会、JAなどの関係機関と連携し、農地中間管理機構の機能をフル活用して農地の集積を推進します。

生産性の向上、農業経営の安定化を図るため、担い手の多様なニーズに対応しつつ、ほ場や農道、用排水路などの農業生産基盤の整備を推進します。

5 農業力を活用した移住・定住の推進

本県の大消費地に近い有利性と豊かな自然や地域資源を生かして交流人口を増やし、移住・定住につなげる取り組みを推進します。

農村地域の活性化を図るため、アドバイザー等による地域資源調査や活用方法等の助言を行うとともに、地域住民による地域活性化計画の策定を支援します。

都市農村交流を促進するため、市町村等の行う交流拠点施設（直売所、農家レストラン、滞在型市民農園等）の整備や、地元農産物などの地域資源を活用した都市住民等の体験メニューの拡大などの地域住民活動を推進します。

滞在型市民農園の整備を促進するとともに、県外者の利用促進を図り、「リンケージ人口」（二地域居住など本県とつながりのある人口）の増加につなげていきます。

農業用水利施設の整備や農地の保全等による事前防災と減災対策を着実に進め、安全・安心な定住環境づくりを推進します。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意を踏まえた今後の対応

平成27年10月5日、TPP交渉閣僚会合において、協定の大筋合意に至りました。

TPPは、参加12カ国間において関税やサービス、投資など幅広い分野で自由化を進めるものであり、我が国の産業活動や生活全般にプラス、マイナス両面で大きな影響を及ぼす可能性があります。

このため、TPP協定による本県農業への影響を最小限にとどめながら、国内外の需要拡大を図っていくため、国における今後の動向を注視し、適切に対策を講じていきます。